

平成28年10月28日
子ども・若者部保育認定・調整課

第2回保育の利用調整基準見直し部会の検討状況について（報告）

1 検討状況

日時：平成28年8月17日（水）13:30～16:00

場所：区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席者：森田部会長、猪熊委員、相馬委員、石井委員、上田委員

事務局：中村部長、香山課長、田中課長、上村課長、菅井課長

2 検討内容

要旨：

目標の確認...今回（第2回目）の部会では、各項目の方向性まで議論し、第3回子ども子育て会議（親会議）に中間報告を行い、次回で本部会としての結論をまとめ、最終的なものについては、第4回子育て会議（親会議）に諮る。

検討状況：

第3子以降の保育の優先利用について

<方向性>

- ・兄弟姉妹加算を廃止した場合の影響があまりにも大きいため、1年の議論で結論までたどり着くことができない。また、見直しをした場合の周知期間についても、1年では不十分なことが想定される。兄弟加算のある世田谷区で子育てをしようと、マイホームの購入や転居を考えている家庭もあるかもしれない等、ライフプランに与える多大な影響を考えると、数年単位の予告期間が必要となる。
- ・世田谷区の保育において利用申込者が受入数を大きく上回っている現状や子育て世帯のライフプランに与える影響を考慮すると、兄弟姉妹加算ポイントに関しては現状どおりの取扱いとしていく方向でやむを得ないものとする。
- ・今年度の部会では、第1子の保育につながっていない世田谷区の利用調整の現状を踏まえ、第3子以降の保育の優先利用についてのみならず、兄弟ポイントそのものについて検討を行った。兄弟姉妹加算ポイントに関しては現状どおりとしていく方向であるが、この加算ポイントのあり方については、今後の社会状況の変化などを踏まえ必要に応じて審議していく必要がある。
- ・多胎児への加算の話もあったが、福祉的な要素も勘案し、別の議論が必要と考える。

<主な意見>

（包括的な意見）

- ・見直し、存続それぞれの立場からの主張は相容れないものであり慎重な検討が必要。

- ・ やっと産まれた1人目で、2人目はとても考えられないという方もいる。それを考えるとやはり、兄弟加点には不公平感があるように思う。ただ、やはり兄弟は同じ園が良いと思うので、どちらを優先するかとなると非常に難しい問題である。

(見直した場合の影響)

- ・ 見直しをした場合、同点で並ぶ世帯が増え、同一指数世帯の優先順位の所得順により、中高所得世帯が影響を受けることが予想される。
- ・ 同じ指数であれば、所得割課税額低位順となる。課税額で比べるため、同じ収入であれば、子どもが多い世帯のほうが課税額は低くなる。そのため、同一収入となった場合は兄弟のいる世帯が優先となる。
- ・ 同一指数で入所の可否を分かち最大の項目は所得。入園申込者の中には、本当は育児休業の延長を希望されているが、手続き上、入園待機通知書が必要なため申込みをしている方も含まれていると考えられる。

(兄弟同園のための転園)

- ・ 兄弟加算をしている今でも、兄弟別園となるケースが散見される。親の負担を考えると、転園加点の3点をもっと引き上げたほうがよいのではないかと。
転園を3点にしている理由は、入園ができていない方を優先する基準としているため。(事務局回答)

(認可外保育施設の利用と3歳からの受け入れ先の確保)

- ・ 認証保育所と保育室も現在、両親共にフルタイムの方しか受け入れられないような状況で、在園児には、認可保育施設に入りづらい第1子が多い。兄弟同園を優先させる考え方は適切だと思うので、認証や保育室を出た後の3歳でしっかりと継続して保育園を利用できる体制を確保してほしい。
- ・ 保育料の設定次第では、認可外施設へ需要が分散され、待機児解消に効果を発揮するのではないかと。
認可保育施設の保育料を引き上げ、認可外保育施設の保育料の保護者負担軽減補助を上げることにより、認可・認可外の差を少なくするよう議会に提案しているところである。(事務局回答)
- ・ 3歳になったとき確実に入園できる工夫が必要。認可外保育施設に預けられても、卒園時の加点が20点の小規模保育事業等と違い6点であるため、進級先が見つからない不安から3歳を待たずして転園するケースが多い。確実に入れるような工夫があれば、0 - 2歳の低年齢児を認可外施設に任せることができる。
- ・ 私立幼稚園にも、3歳からの預け先となれるよう協力をお願いしたい。

育児短時間勤務等に関すること

<方向性>

子どもと一緒にいる時間をなるべく作ってほしいという思いから設けられた、子どもにやさしい基準である。労働政策の観点から、区としても育児休業・育児短時間勤務等、使える労働施策はできるだけ使ってもらえるような基準が必要であり、あわせて使いやすい基準であることが必要。途中退園の制度は廃止の方向で検討してはどうか。

<主な意見>

(育児のための労働施策利用推進)

- ・育児休業を使い切ってから入園する等、子どもと一緒にいる時間を確保するような視点を親に持ってほしい。自営業等、育児休業のない人であれば、0歳から預けられたらよいと思う。
- ・現に育児短時間等の制度も普及が進んでおり、5歳児クラスの保育定員の充足状況から考えても、5歳児クラス途中退園の制度は撤廃してはどうか。利用者も遠慮して使っているところがあり、もっと胸を張れるよう、区として推奨する姿勢を示すべき。
- ・預かり時間の観点から、現在の保育制度は通常保育と延長保育から成り立っている。育児短時間勤務等の労働施策の利用促進について、保育制度を俯瞰的に見ると、延長保育需要の減少に寄与していると考えられる。こうしたことから、現行の退園のルールについては、廃止の方向で検討してはどうか。

(制度のない自営業等とのバランス)

- ・自営業の方は、勤務時間等を自己判断で調整できる部分がある。不公平感はあるかと思うが、雇用主がいて自己判断ができない方とここは大きく異なるので、その点は汲んでほしい。

(労働の現場から家庭へ)

- ・仕事と子育てのバランスを、いま一度見直してほしい。子育て中の世帯を労働現場から家庭にシフトさせるような、短く働くということも一つの選択肢として検討してほしい。

(短時間でも使える施設)

- ・部分的な短時間の預かりも検討してほしい。8時間以上の枠しか設けられていない現在の制度は、親から子どもを切り離すような施策に見える。
- ・すべてフルタイムの勤務を優先させるべきではなく、保育を世界的に見れば、チャイルドケアセンターとし定義付けされているのが主流で、そこでは、短時間の預かりもあれば、児童福祉課題を抱えている子の預かり等ある。もっと多様な預かり方についても検討が必要。

保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用について

<方向性>

保護者が未成年の場合で養育困難な家庭については、未就労や不安定な就労、学業中であるケースも多く、児童福祉の観点からも優先利用の対象とする。具体のケースに応じて、確実に保育につなげていくためにも、この優先利用については包括的規定を用いることとするが、虐待であるケースとは明確に分けて認識できるような表現の工夫が必要。

<主な意見>

(対象の年齢)

- ・年齢設定(時点をどこにするか)は検討が必要。

(児童福祉の観点からの配慮)

- ・対象者の利用基準指数が低いことも想定されるため、指数が絶対値の場合は、現行の保育の調整基準指数の最大値を用いた場合でも保育につながらない可能性がある。包括的規定としてはどうか。ただし、その基準が適用された人は虐待のおそれがある家庭という偏見を生まないような配慮が必要となる。包括規定に例示として明記するなどして配慮をして欲しい。

同一指数世帯の優先順位について

<方向性>

保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設に位置づけられた施設であり、児童福祉的な観点から保育を行う施設である。福祉政策的な考えからも、同一指数世帯での優先順位については、現行のとおりとする方向でどうか。

<主な意見>

(見直しを行った場合の影響)

- ・同一指数世帯の優先順位を決めるとき、ほとんどが階層低位順で決まる。内定と非内定の境目が所得で決まっている実情があるため、順位を入れ替えたときの影響は非常に大きいと見込まれる。
- ・「所得階層の低い順」と「有償受託期間の長い順」を入れ替えた場合、認可外保育施設等の有償受託期間が長い世帯、つまり、所得が比較的高く他の保育サービスを選択できる余地のある世帯が優位になる。また、認可外保育施設は認可保育施設と比べ保育料が高い状況が見られるため、所得が低く他の保育サービスを選択する余地が少ない世帯が保育を受けられなくなり、こうした子育て世帯の生活がより一層不安定な状態となる。

(認可外保育施設の実費負担について)

- ・認可と認可外の保育料格差が是正されたとしても、認可外施設は入園後に様々な実費負担が発生することを考えれば、低所得者が認可施設に入りやすい現在の優先順位が妥当に思われる。

(児童福祉施設としての位置づけ)

- ・低所得者が優先される現状は、高所得者にとっては、高い税金を払っているのに入園できないという不満感につながっているが、保育所が児童福祉施設であるということからも、低所得者優先でよい。
- ・保育所はそもそも児童福祉施設であることの明確なメッセージが必要。
- ・保育のごあんないに、どのような思いでこういった点数付けをしているのかという説明がほしい。

配偶者及び同居祖父母の疾病等により介護が必要な場合の優先利用について

<方向性>

いわゆるダブルケアについては、当初は緊急保育や一時保育で対応する。その上で、現状どおり個々のケースで判断し、緊急保育での対応を優先するとともに、利用期間の延長を繰り返すケースなどについては、通常の有償受託よりも高い指数を加算する。

<主な意見>

(ダブルケアの加点について)

- ・ダブルケアで緊急保育を一定期間以上利用している人に7点以上の加算をすることで対応できないか。6点以下の加点では109点に届かず、就労実績が夫婦共に1年以上ある世帯と並べない。

(加点の項目の設定について)

- ・導入する場合は、「緊急保育を使えば入園できる」といった形で利用されてしまわないような制度作りが必要。

(継続審議)

- ・個別ケースについて、保育の所管課だけでは判断できず、あんしんすこやかセンターや介護の部署とも連携が必要であり、次回以降も継続審議が必要と考える。

保育所近隣に居住する住民の保育所への入園に関する優先利用について

<方向性>

この優先利用の項目については、保育待機児対策の中心施策である私立認可保育園整備の推進における近隣住民の理解促進という側面はあるものの、保育園の近隣

に必ずしも保育園の利用を希望する世代が居住しているとも限らず、この優先利用が政策目標の達成に効果があるのか不明確な状況である。また、近隣の範囲をどの程度にするのかといった非常に困難な課題もあるため継続審議とする。

< 主な意見 >

(事務処理の困難度)

・そもそもシステム構築やマッチング等、膨大な事務作業が発生するのではないか。

(近隣の理解を進める他の代替案)

- ・おでかけひろばや一時保育等へ熱心に取り組んでいる法人に対しては、近隣住民の理解も得やすい。入所を優遇するという方法ではなく、保育所が行う地域の子育て支援事業を活性化させることの方が、より近隣の理解を得やすくなるのではないかと。
- ・入所というところは難しいが、近隣の方が使えるような地域交流事業を活性化させることが重要。

保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用

< 方向性 >

優先利用の項目として設定するのであれば、現状は保育士の供給不足の局面なので、来年の9月に時限的に導入し、待機児童数の状況に応じて随時見直しをしてはどうか。また、恒久的な優先利用ではなく、時限的な優先利用の方向性が望まれる。

< 主な意見 >

(保育士の勤務地)

- ・保育士の勤務地を考慮する必要がある。世田谷区在住で区外園勤務の保育士を優遇しても、区内園の保育士不足は解消されない。広域的に23区で足並みを揃える必要もあるのではないかと。
- ・近隣の他自治体に先立って導入すれば、世田谷区への保育士の流入が期待できる。上手くいけば、世田谷区の保育士不足に資する基準となりうる。

(対象職種について)

- ・保育士に限定した場合、栄養士等他の職種の方の不満が強いように感じている。園には保育士だけでなく、栄養士や看護師も勤務している。こういった職種の方に対しては、優先利用を検討しないのか。

人材確保の困難度から考えると、保育士と看護師を優先すべきと考えるが、職種を広げると線引きは難しい。(事務局回答)

(指数による優先利用以外の代替案)

- ・ 保育室では、認可に入れなかった保育士に対し、保育室同士で連携し、互いに預けあい復帰してもらうケースがある。直接契約施設であるからできているという側面もあり、利用調整を行う認可施設では難しい。
- ・ 一時保育で復帰するような形がとれないか。認可での預け合いのような取り組みはできないか。

(預け合いでの注意点)

- ・ 自分の園で自分の子どもを預かるようなやり方は、重大な保育事故が発生するリスクが高くなる傾向にあり、こうした預かり方は行わない方がよい。

(その他)

- ・ 保育を離れていた期間が長いと、保育の仕事感を取り戻す期間も必要。

早生まれの子どもへの対応について

< 方向性 >

生まれる時期により入園選考の機会が不平等になっている現状があり、こうしたことについては、例えばポイントの加点等の配慮が必要。こうした配慮について継続審議が必要。

< 主な意見 >

(他の自治体での状況)

- ・ 新宿区では、4月以降の枠を予約するような仕組みがある。しかし、待機児童が多数存在する今、定員に空きがある状態で年度をスタートさせることは、保育資源の最大限の活用の面や、事業者の運営上の課題がある。待機児童が大幅に減少あるいは解消したときには、検討の余地が生まれるのではないか。(事務局説明)
- ・ 杉並区では、早生まれポイントがあったと思われる。「誕生日が12月～3月の児童」という項目を、同一世帯の優先順位の中に設けている。

(予め入園枠を確保することについて)

- ・ 入園の予約制というものもあるが、保育施設側も預かれる態勢が整っているのにも関わらず、4月から空を抱えたままの状態では経営的にも厳しい状況になる。(事務局説明)

その他

- ・ 入所の問題だけでなく、保育のあり方や保育所が果たすべき役割についても検討が必要

- ・ 児童相談所移管を見据えて、区としてチャイルドケアセンターを各地区に設置し、障害のある子どもや、養育困難家庭等を優先して預かるようなシステムの構築が必要ではないか。そこでは、通常の保育とは別枠で、児童福祉課題を抱えている子どもや家庭のケアを中心として取り扱っていくようにする。
- ・ 政策が及ぼす生活の変化、子どもを育てる家庭は脆弱であるので、そこを支えるという視点が重要。
- ・ 入園のごあんないにもメッセージ性をだすことが重要。

今後のスケジュール

- | | |
|--------|--------------------------|
| 10月28日 | 第3回子ども・子育て会議へ第2回部会検討内容報告 |
| 12月16日 | 第3回部会 |
| 1月中下旬 | 第4回子ども・子育て会議へ最終結論報告 |